

7

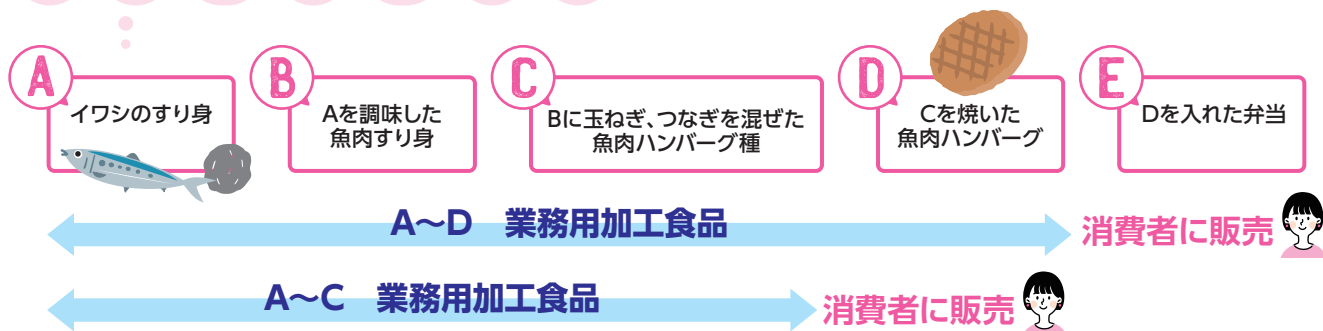
業務用加工食品の表示

① 業務用加工食品とは？ 必要な表示事項は？

ア. 業務用加工食品とは

- ▶ 業務用加工食品とは、加工食品のうち、消費者に販売される形態となっているもの以外のものを指します。
- ▶ ただし、業務用スーパー等で、業務用として容器包装された加工食品を消費者に販売する場合は、一般用加工食品としての表示が必要です。

業務用加工食品の範囲(イメージ図)



イ. 業務用加工食品の義務表示事項(基準第10条第1項)

- | | | |
|---------------------------------|---------------------|----------------------|
| 1 名称 | 2 保存の方法 | 3 消費期限又は賞味期限 |
| 4 原材料名 | 5 添加物 | 6 食品関連事業者の氏名又は名称及び住所 |
| 7 製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称 | | |
| 8 アレルゲン | 9 L-フェニルアラニン化合物を含む旨 | |
| 10 指定成分等含有食品に関する事項 | 11 乳児用規格適用食品である旨 | |
| 12 原料原産地名 | 13 原産国名 | |
- 注計量法で規定する表示義務のある特定商品は、計量法の規定に従い「内容量」も記載します。

一部省略できるケース

- ① 業務用酒類 → 「原材料名」「アレルゲン」「原産国名」
- ② 容器包装 **あり** (外食やインスタ加工用、無償サンプル用の食品の場合)
→ 「原材料名」「食品関連事業者の氏名又は名称及び住所」「原料原産地名」「原産国名」
- ③ 容器包装 **なし** (食品工場やセントラルキッチンへの納品など、消費者へ直接販売しない場合)
→ 「保存の方法」「消費期限又は賞味期限」「アレルゲン」等

そもそも対象外

容器包装 **なし** 外食やインスタ加工用、無償サンプル用の食品として納品する場合

ウ. 業者間取引(業務用)における表示方法

- 一般用加工食品とは異なり、表示様式、文字の色、文字の大きさ等の規制はありません。
- 業者間取引では、容器包装に限らず、送り状、納品書等又は規格書等に表示することができますが、規格書等へ表示する場合には、容器包装、送り状又は納品書等において、発送、納品された製品が、どの規格書等に基づいているのかを照合できるようにする必要があります。

表示する項目		表示する場所	その他 省略が認められる場合
名 称	容器包装あり	・容器包装	
	容器包装なし	・送り状、納品書、規格書等	
原材料名	原材料	・容器包装 ・送り状、納品書、規格書等	・業務用酒類 ・外食やインストア加工用、無償サンプル用であることが 確実な 食品の場合
	添加物	・容器包装	
	アレルゲン	・容器包装	・業務用酒類 ・容器包装に 入れない 場合
原料原産地名		・容器包装 ・送り状、納品書、規格書等	・外食やインストア加工用、無償サンプル用であることが 確実な 食品の場合
保存の方法		・容器包装	・容器包装に 入れない 場合
消費期限又は賞味期限		・容器包装	・容器包装に 入れない 場合
原産国名		・容器包装 ・送り状、納品書、規格書等	・業務用酒類 ・外食やインストア加工用、無償サンプル用であることが 確実な 食品の場合
食品関連事業者の氏名又は名称及び住所		・容器包装 ・送り状、納品書、規格書等	・外食やインストア加工用、無償サンプル用であることが 確実な 食品の場合
製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称		・容器包装	

* 「L-フェニルアラニン加工物を含む旨」、「指定成分等含有食品に関する事項」、「乳児用規格適用食品である旨」に関しては容器包装に入れた場合は容器包装に表示し、入れない場合は表示を省略することができます。

ウ. 業者間取引(業務用)における表示方法



豆知識

Q A

[食品表示基準Q&Aより一部抜粋]

Q1 | 送り状又は納品書等とは？

- A 伝票、インボイス等など製品に添付されて相手側に送付されるもののことです。このため、製品に添付されないものについては、「納品書」と称されるものであっても、食品表示基準で規定されている納品書等ではありません。

Q2 | 規格書等とは？

- A 製品規格書、配合規格書、納品規格書、仕様書等と称される製品に添付されないものであって、取引の当事者間で内容について合意がなされているもののことです。このため、「見積書」、「注文書」、「カタログ」、「指図書」、「成分一覧表」などと称されるものであっても、製品に添付されず、かつ、取引の当事者間で内容(義務表示事項等)について合意がなされているものであれば食品表示基準で規定されている規格書等となります。

Q3 | なぜ文字のサイズなどが決まっていないの？

- A 消費者にとって分かりやすい表示を行わせるための規制(一括表示、活字の大きさ、文字の色等)を適用していないためです。「名称」や「原材料名」等の事項名を記載する必要はありませんが、取引の相手方に名称や原材料名等の情報が伝わるように記載しなければなりません。

Q4 | 表示義務は誰が負うの？ 卸売業者も義務を負うの？

- A 表示義務を負うのは、食品関連事業者等(食品表示法第2条第3項)です。製造等の行為を行うか否かにかかわらず、卸売業者は食品の販売を業とする者となり、表示義務の対象となります。したがって、卸売業者は表示責任者として、義務表示事項についての情報を把握し、適切に伝達を行う必要があります。送り状、納品書等又は規格書等に表示されている場合は、その情報を伝達する必要があります。なお、義務表示事項が全て容器包装に既に表示されていれば、卸売業者は改めて表示を行う必要はありません。

Q5 | 販売元と販売先の間の合意に基づき規格書等が交わされ、卸売業者が帳合として取引に関わる場合の表示義務は誰が負うの？

- A 卸売業者が表示義務を負います。義務表示事項が容器包装に記載されていれば特段の表示は必要ありませんが、容器包装に不足する義務表示事項があれば、不足する情報を伝達する必要があります。

Q6 | 業務用加工食品について、原材料名の表示は、どこまで詳しく書けばいいの？

- A 全ての原材料名を表示することが基本になりますが、業者間取引を表示義務の対象とするのは、最終製品の表示の正確性を確保するための措置であることから、最終製品において表示されることとなる原材料名が表示されていればよいと考えています。(業務用加工食品の原材料で、最終製品で表示を省略される原材料については、その表示を省略することができます。)